

町田市市街地道路の拡幅整備に関する 要綱

町田市

町田市市街地道路の拡幅整備に関する要綱

第1 目的

この要綱は、市街地の道路の拡幅整備を推進するための事業者に対する協力の要請に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な住環境と秩序ある市街地を形成することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び土地に定着する工作物をいう。
- (2) 建築行為 建築物を建築し、又は築造する行為をいう。
- (3) 後退用地 別表に掲げる道路の現況道路の境界線と現況道路中心線より当該道路の計画幅員の2分の1を後退した境界線の中に存する敷地及び道路が交わる角敷地のうち敷地の隅を頂点とする長さ3メートル（幅員12メートル以上の道路が交わる角敷地にあっては2メートル）の底辺を有する二等辺三角形の部分を用いる。
- (4) 事業者等 建築行為の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら建築行為をする者、当該建築行為に係る土地の所有者及び後退用地の所有者又は借地権者をいう。
- (5) 移管 拡幅整備した後退用地の所有権を町田市（以下「市」という。）へ移す行為をいう。

第3 対象となる道路

この要綱の対象となる道路は、別表に定める道路とする。

第4 事前協議

- 1 別表に定める道路に接する敷地に建築行為を行おうとする事業者等は、当該建築行為に係る確認申請書を提出する前に、市街地道路拡幅整備協議書に係る書類を添

えて市長に提出し、協議を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する事前協議が成立したときは、市街地道路拡幅整備協議済書により、事業者等に通知するものとする。

3 前2項の規定は、建築行為を行わずに後退用地の拡幅整備を行おうとする事業者等について準用する。この場合において、第1項中「当該建築行為に係る確認申請書を提出する前」とあるのは、「拡幅整備工事着手前」と読み替えるものとする。

第5 後退用地の移管等

1 後退用地は、市に移管することができる。

2 後退用地を市に移管しようとする土地の所有者は、後退用地移管申請書2部にそれぞれ関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、後退用地移管受諾書により、申請者に通知するものとする。

4 後退用地の所有者は、移管に必要な測量及び分筆登記を行うものとする。

第6 後退用地の整備

事業者等は、後退用地を道路として拡幅整備するものとする。

第7 様式

市街地の道路の拡幅整備に関し必要な様式は、市長が別に定める。

第8 解釈及び運用

市街地の道路の拡幅整備の指導に携わる職員は、町田市行政手続条例（平成8年12月町田市条例第30号）第30条に規定する行政指導の一般原則を踏まえ、この要綱の規定を解釈し、及び運用するものとする。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2020年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の町田市市街地道路拡幅整備要

綱第5第1項に規定する市街地道路拡幅整備協議書を提出した場合に係る補助金の交付については、この要綱による改正後の町田市市街地道路の拡幅整備に関する要綱の規定は適用せず、改正前の町田市市街地道路拡幅整備要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表 (第3関係)

